

平成29年4月14日

「氏名」

ご連絡

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-19
梅村・明照ビル3階
松尾千代田法律事務所
弁護士 本 多 基 記
電話 03-5209-0120
FAX 03-5209-0220

前略、株式会社フーズ・フォーラスからの文書をお読みいただいたと思いますが、本件の和解について金沢地方裁判所からも了解を得、当職の方で、被害に遭われた皆様のお手伝いをする事になりましたので、よろしくお願いたします。

第1 本件訴訟への参加の必要性について

既にご承知の通り、株式会社フーズ・フォーラスらが株式会社大和屋商店らを被告として提起した訴訟手続（金沢地方裁判所平成24年（ワ）第432号、第695号 損害賠償請求事件。以下、「本件訴訟」といいます。）は、今後、裁判上の和解が成立することが見込まれております。もっとも、裁判上の和解が成立したとしても、被害者の皆様に対して当然に和解の効力が生じるものではございません。皆様が和解の効力によって和解金を受領するためには、本件訴訟に参加する必要があるとございます。具体的には、被害に遭われた皆様が、利害関係人として本件訴訟に参加の申立てをし、和解期日に出頭する必要があるとございます。

第2 本件訴訟への参加の方法について

皆様が本件訴訟に参加するためには、①当職を代理人として選任する方法と、②ご自身またはご自身で選任した代理人により本件訴訟に参加する方法がございませぬ。迅速に和解を成立させ、支払がなされるためには、共通の代理人を介して訴訟に参加するのが最適と考えられ、本件訴訟が係属している金沢地方裁判所も同様の見解です。

そこで、当職は、金沢地方裁判所の要請を受けた株式会社フーズ・フォーラスからの推薦を受け、皆様の代理人として、和解期日に出頭し、大和屋商

店からの和解金受領、及び皆様への支払手続をいたしたいと考えております。

第3 ご提出いただく書類について

そこで、皆様のご意向を確認させていただくため、同封した意向調査票に、本件訴訟に参加するか否かにつき番号に○で囲んでいただき、その参加方法についてチェックをしていただき、平成29年5月26日（金）までに当職宛に返送して下さるようお願いいたします（当日消印有効）。

なお、誠に恐縮ではございますが、訴訟の進行状況から、期日までに参加の意向を表明されない方は、本件訴訟に参加することができなくなり、その方に配当できる金員については参加した皆様に案分配当させていただくこととなりますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

当職にご依頼いただける場合には、本件訴訟が係属している金沢地方裁判所に委任状を提出する必要があるがございますので、同封する委任状に署名押印のうえ、当職宛に返送して下さるようお願いいたします（委任状には押印欄が2か所ございますのでご注意くださいませようお願いいたします）。

仮にご自身またはご自身で代理人を選任して本件訴訟に参加する場合であっても、その旨をお知らせくださるようお願いいたします。

第4 弁護士費用及び実費について

当職が皆様の代理人となった場合、皆様から和解金額の5%を弁護士費用とさせていただきます、事務費・交通費等の実費（お1人あたり5千円）を申し受けます。具体的な和解金額、及びその弁護士費用及び実費を差し引いた実際の振込額については、本件訴訟への参加人数により変動いたしますので、意向調査票を集計後、平成29年6月上旬ころに改めてご連絡申し上げます。

なお、現時点における弁護士費用及び実費を差し引いた実際の振込額（予定）は以下の通りとなっておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

フーズ社の認める債権額	
前回別除権弁済額	
残存債権額	
今回和解金額（予定）	
当職手数料（5%）	
実費	
振込予定額	

第5 その他

以上の内容につきましては平成29年5月11日開催の説明会でもご説明申し上げますが、ご不明点等がございましたら当職宛にご連絡くださいますようお願いいたします。

草々

【皆様に返信をお願いする書類】

- 1 意向調査票
(※当職に委任するか否かにかかわらず、皆様に返信お願いします。)
- 2 訴訟委任状
(※当職に依頼いただける方のみ、返信お願いします。)

以上